答弁第一八四号平成二十二年三月九日受領

内閣衆質一七四第一八四号

平成二十二年三月九日

内閣総理大臣 鳩 Щ 由紀 夫

院 議長 横 路 孝 弘

衆

議

殿

衆議院議員木村太郎君提出我が国の生物多様性の評価に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出我が国の生物多様性の評価に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び五について

我が国における生物多様性の状況を総合的に評価するために環境省が設置した生物多様性総合評価検討

委員会においては、 平成二十二年五月の最終報告書の公表に向けて検討が進められており、 報告書案に対

し委員から様々な意見が出されているところである。なお、報告書案等同委員会での配付資料については、

環境省のホームページで公表している。

四について

平成十四年四月に開催された「生物多様性条約第六回締約国会議」において採択された 「生物多様性条

約戦略計 画 の中で、 「締約国は現在の生物多様性の損失速度を二千十年までに顕著に減少させる」とい

う目標が示されている。

六について

生物多様性総合評価検討委員会においては、 人間活動や開発による危機、 人間活動の縮小による危機

人間により持ち込まれたものによる危機及び地球温暖化による危機が、 生物多様性の損失要因であると整

理されている。

七について

政府としては、 生物多様性基本法(平成二十年法律第五十八号)の基本原則にのっとり、 自然公園法(

昭和三十二年法律第百六十一号)等の関係法令に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する

施策を総合的かつ計画的に推進しているところである。お尋ねの平成二十二年度予算においては、 国 立 ·

国定公園総点検事業費等を計上している。